



ふくろうニュース

特定非営利活動法人 消費者ネット広島 会報

新制度スタート及び第21回適格消費者団体連絡協議会報告

理事 根石英行

No.32

2016.10.25

発行



第21回適格消費者団体連絡協議会が、9月10日、11日にわたり、東京で開催されました。適格消費者団体を目指す団体を含め、全国から29団体、総勢120名近くが参加し、10月1日からの消費者裁判手続特例法の施行に向けての活発な議論が交わされました。

今回は、消費者契約法等の法的な問題だけでなく、NPO法人としての資金面等からの運営のあり方についての専門家の講演がありました。その中では、組織基盤を強化するためには資金が必要だが、それを集めるためには会員や社会への情報発信が必要であり、特に会員の皆さん

から会費等のご支援を仰ぐためには、支援の成果を目に見える形にしてお返しして行くこと（ASK&THANKS）が重要である、とのお話がありました。さらに、団体の活動を一言で表すキャッチフレーズの重要性も強調されました。当ネットにはみはるとまもうというふくろう親子のマスコットがいますが、活動をわかりやすくするキャッチコピーを考えなければなりません。

さて、先に触れたとおり、10月1日から消費者の集団的被害について支援団体による被害回復を可能とする民事訴訟手続きの改正法である消費者裁判手続特例法が施行されました。この制度は、団体が消費者被害の発生原因となる事業者の違法行為を裁判で確認すると、それに基づいて個々の消費者から損害賠償について授権を受け団体が事業者に損害賠償を請求し、それを被害者に配分できる、というものです。この制度の担い手としての「特定適格消費者団体」には、適格消費者団体が消費者庁の認定を受けてなるものされています。10月3日には全国の適格消費者団体にさきがけて消費者機構日本が認定の申請を行っています。協議会では、東京や大阪にある団体が同制度の担い手となるのが実際的であるかのような指摘がありましたが、消費者被害は全国規模のものだけでなく、地元業者の被害でも一定の規模となるものもありますし、事件には地域的な特性もあるため、各地に特定適格消費者団体が存在することが、消費者被害の回復のためには必要です。当ネットとしても広島を中心とした消費者被害の回復にまい進できるよう、特定適格消費者団体の認定に向けた準備作業を行ってまいりますので、これからも皆様のご支援をお願いいたします。



理事就任あいさつ

理事（社福）広島県社会福祉協議会事業担当部長 新谷恭規



このたび理事として補充選任され、前任者の残任期を務めることになりました広島県社会福祉協議会の新谷です。地域を問わず、判断能力の有無に関わらず、巧妙化する特殊詐欺被害が後を絶ちません。被害にあったことに気づかず生活されている人もいます。本会では、高齢者や障害のある人、子育て中の人たちが社会的に孤立しないよう、地域での居場所としてお茶の間サロンづくりに取り組んでいます。この場での顔なじみの関係づくりを通して、また皆さまの力を借りしながら、少しでも被害防止につなぎたいと思います。よろしくお願ひいたします。

消費者契約改正シリーズ①

消費者契約法が改正されました！施行は来年 ～改正の経緯・何が、どう変わるのか？～

弁護士 山本一志

1 法改正の経緯

「消費者契約法」（以下、「法」といいます。）がこのたび改正されました。「法」が2000年に制定されてから、これまで幾度か改正がなされました。

2006年の改正では、適格消費者団体による差止請求の制度（消費者団体訴訟制度）が導入されました。我々適格消費者団体が事業者に対し、差止請求（訴訟）を行う権限が認められました。これにより、現在の当法人の活動の根幹をなす権能が付与されたのです。

その後、特定商取引法や景品表示法への消費者団体訴訟制度の導入並びに集団的消費者被害回復制度の創設に伴う法改正（この点は別稿に譲ります）がありました。

改正点はいくつかありますが、今回ご紹介するのは以下の改正規定です。なお、法改正の施行は平成29年6月3日になります。

2 取消事由の追加（過量契約）

（1）改正内容

事業者が、消費者契約の締結について勧誘するに際し、物品、権利、役務その他の契約の目的となるものの分量、回数または期間がその消費者にとっての通常の分量を著しく超えるものであることを知っていた場合において、消費者は、その勧誘により消費者がした消費者契約の申し込みまたはその承諾の意思表示を取り消すことができる（改正後4条4項）とする規定が設けられます。

同様の規定は、特定商取引法にあります。2008年に同法に盛り込まれたもので、訪問販売による住宅リフォームや着物・アクセサリーなどの「次々販売」の過量販売が社会問題となり、「日常生活において通常必要とされる分量（期間・回数）を著しく超える」（過量）取引について、解約権を認めました。高齢化社会により判断力が低下する高齢者の被害は増えるばかりです。そこで、法においても、「過量」契約の「取消」を認めて、被害の救済を図ることにしたわけです。

（2）判断基準

「過量」かどうかは、「当該消費者にとっての通常の分量」と言えるかどうかが基準となります。その判断に当たっては、①消費者契約の目的となるものの内容、②取引条件、③消費者の生活状況、④これについての消費者の認識を総合的に考慮に入れたうえで、一般平均的な消費者を基準として、社会通念をもとに判断されることになります。

例えば、90歳台の高齢者が、わずか半年間のうちに、10年分に相当する分量の健康食品を購入した場合には、「著しく」「過量」と言ってもいいケースだと思います。

（3）改正の意義

この法改正は、訪問販売に限定されていた特定商取引法の過量取引の解約権を、訪問販売に限らず、ひろく消費者と事業者との契約（消費者契約）全般に適用して、契約の取消を認めて救済の範囲を拡大したことによる意義があります。（なお、同様の規定は割賦販売法にもあります。）

「不当」「違法な」勧誘行為は、とかく「言った」「言わない」という文言が問題となりその立証の問題に突き当たりますが、「過量」かどうかは、契約の目的物やサービスそのものに着目して、その分量を客観的に判断できる点で、比較的主張し易い点にメリットがあります。

これからますます加速する高齢社会における高齢者の消費者被害の救済手段としても有効に活用できるのではと期待されます。 （続く）

司法書士は何をする人？

理事 中谷耕策



日頃、司法書士って何をする人？とよく聞かれますので、この場をお借りして司法書士のことについて紹介をしたいと思います。

司法書士は、明治5年8月3日、「証書人（現在の公証人）」、「代理人（現在の弁護士）とともに、「代書人」として誕生しました。その役割は、「各人民ノ訴状ヲ調整シテ其詞訟ノ遺漏無カラシム」。当時文字や文章を書くことのできない者あるいは書式手続きに慣れない人に代わって訴状を作成する者としてスタートしました。その後、明治19年に登記制度がはじまり（当時、登記事務は裁判所で取扱っていました。）、裁判関係の書類作成に加え、登記事務がその職務に加わります。

このような、「裁判関係の書類作成と登記事務の両事務を行う代書人」のほかに、当時、「市町村役場、警察署等に提出する書類の作成業務を行う代書人」があらわれ、大正8年に前者を「司法代書人」と定め、その後、昭和10年に「司法書士」と名称を変更しました。ちなみに、後者については司法代書人ではない代書人とされていましたが、その後「行政代書人（現在の行政書士）」と呼ばれるようになりました。

司法書士はその後、平成15年に「簡裁訴訟等代理業務」が職務に加わり、現在に至ります。

以上、諸らずも司法書士の歴史の紹介になってしましましたが、司法書士は、主に「登記事務手続の代理」、「裁判関係の書類作成」、「簡裁訴訟手続等の代理」を行っています。また、最近では「成年後見人等の財産管理業務」も増えています。具体例を1つあげれば、例えば、このふくろうニュースをお読みのあなたが、消費者トラブルに巻き込まれた場合、司法書士は、被害額が140万円以下の案件について、代理人として相手方と交渉をしたり、簡易裁判所に裁判を起こすことができます。

この他にも具体例をあげたいところですが、字数の関係上今回は残念ながらここまでです。また機会がありましたらご紹介をいたします。

「お試し」のつもりで購入したが、実は継続購入の契約だった

——健康食品・化粧品のインターネット通販のトラブルに気をつけましょう——

理事 川手三枝子



ホームページやSNSで、「なんと30日分が0円、申し訳ございませんが送料(相当)500円だけご負担ください」の広告が目につき、「ダイエット」「バストアップ」「アンチエイジング」「有名タレントも使用」をうたう商品をお試しのつもりで申し込んだ。500円の商品が届いた後に、定期的に数千円程度の商品が届き、継続購入が条件であることに気づいた、解約したいという相談が全国的に急増しています。

*継続購入の条件が分からなかった

*効果がない

*断るために電話しても、「混み合っています。順番におつなぎします」のメッセージが延々と流れ、話ができない

*やっとつながっても、「4回購入が条件で初回が500円です。広告には記載しています。4回目を購入後に解約してください」と言われ、不要な商品を購入する羽目になった

*2回目を支払わないでいたら、法律事務所から督促の電話があった

という内容です。

消費者ネット広島にも情報提供があり、事業者Mに対して申入書を送付しました。全体としてあたかも500円で商品を購入できるかのように消費者を誤認させる広告に問題があるので、是正を求める申入書です。

皆さまはトラブルにあわないよう、広告はよく読み、契約内容や解約の条件をしっかり確認してください。「継続購入が条件」の記載の字が小さかつたり、注文画面とは別のページに記載されている場合があります。特にスマホからの注文の際は見落としやすいので注意が必要です。

もしトラブルにあったら、お近くの消費者センターに相談し、消費者ネット広島にも情報提供をお願いします。

「消費者のつどい2016」開催のお知らせ

主催 広島県・広島県消費者団体連絡協議会

消費者団体の日ごろの活動成果の発表や講演会を通じて、消費者問題について考える「消費者のつどい」を開催します。

今回は、弁護士で前国民生活センター理事長の野々山宏氏を講師に迎え、暮らしの中における契約のトラブルや、その対処法などわかり易くお話をされます。参加費は無料です。(事前申込が必要です。)

多数の皆様の御参加をお待ちしております。

●日時：平成28年11月11日(金曜日)

13時30分～16時(開場13時)

●場所：サテライトキャンパスひろしま

(広島県民文化センター) 5F 大講義室

●内容

第1部 消費者団体による活動報告

- ・広島県生活協同組合連合会
- ・廿日市市消費者協会



第2部 講演 「こう守ろう！くらしの安全～最近の消費者被害の特徴と対処法～」

講師 野々山 宏 (ののやま ひろし) 氏 (弁護士)

●募集人員：200名 ※要事前申込(締切：平成28年11月7日必着、定員になり次第締め切らせていただきます。)

●申込方法：消費者ネット広島までご連絡ください (☎082-962-6181)



皆様からの
投稿をお待ち
しています

逆転は
新井の打球
鈴木の大砲
『最高です』
秋空に
吸い込まれ
天高く
照らす黒田の
涙かな
爽やかや
菊池自在の
球さばき
一、二、丸で
夜長かな

川柳『カープ優勝記念』

広島 東竜

この間の主な取組みなど

トラブル体験会 in はつかいち参加(7/31)
第5回理事会(8/29)、第5回検討委員会(8/25)、第3回啓発委員会(8/9)
第6回理事会(9/30)、第6回検討委員会(9/21)
生命保険協会意見交換会参加(9/14)
平成28年度 消費者フォーラム 第1回実行委員会(9/16)
広島県との懇談会(9/29)
第21回適格消費者団体連絡協議会(9/10、9/11 事務局：消費者機構日本)
第7回検討委員会(10/20)

◎登録内容の変更。退会について◎

すでに会員登録されている皆様で、住所の変更や会員の種類(正会員または賛助会員)の変更、および退会については、下記の事務所までご連絡下さい。

情報提供をお願いします

適格消費者団体として事業者への改善申入れを行う活動の源は、皆さんからの情報提供です。

消費者トラブルに関する情報受付を、**毎週火曜日と木曜日の14時から16時については、弁護士・司法書士等の専門相談員による電話受付を行っています。**

※その他の平日、14時～17時は事務局が対応しております。

情報収集が目的ですが、内容によっては解決に参考になるアドバイスも行います。

皆様からの情報提供をお待ちしております。



●事務所はこちらです。

会員どうしの「オシャベリひろば」にお気軽に、お越しください。



内閣総理大臣認定
特定非営利活動法人 消費者ネット広島
適格消費者団体

〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3エノヤビル 3階 D号室

TEL: 082-962-6181 FAX: 082-962-6182

HP: <http://www.shohinet-h.or.jp/>

(みはる&まもろう)